

規制の事後評価書

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（自然公園法部分）

規制の名称：指定認定機関の指定について

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：自然環境局国立公園課

評価実施時期：令和7年6月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、指定認定機関の指定制度自体は見直さないものの、欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除する。併せて、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）を新設する。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を下回るが、対応の変更は不要
- 想定を下回り、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進	事前評価時	当該規制において、成年被後見人及び被保佐人の欠格条項を削除し、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）が設置されるため、今後は、成年被後見人及び被保佐人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。
	事後評価時	成年後見制度の利用者数は、198,181人（平成29年末）から、230,848人（令和5年末）に増加した。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとは言えないが、本規制緩和により成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなることによって、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することは、成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■行政費用

		算出方法と数値
申請手続に要する費用	事前評価時	本改正においては、成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由とする現行法と比較して行政手続上大きな変更はない予定であり、行政費用の増加は見込まれない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	特段想定されない。
	事後評価時	顕在化する負担はなかった。

■その他の負担

—

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度の利用者数は増加した。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとは言えないが、自然公園法第 25 条第 2 項に基づく指定認定機関の指定に係る申請にあたり、成年被後見人等という理由のみで一律で排除されることがなくなり、成年被後見人等の人権の尊重及び成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消が図られたと考えられる。
- ・他方で、本規制緩和により新たな行政費用及び顕在化する負担は生じていないことから、事前評価時の判断に影響を及ぼす際は生じておらず、本制度は継続することが妥当である。